

## 建設計画地に係る上位計画及び関連計画

### (1) 第5次府中市総合計画後期基本計画平成20年から平成25年

総合計画は、市の将来の長期的な展望のもとに、行政のあらゆる分野を網羅した総合的で計画的な行政運営の指針を定めたもので、計画期間における市政の基本となるものであります。

ここでは、目指すべき都市像を、「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」としています。

#### ◎ 都市像

「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」

#### ◎ 基本目標

##### ◆ 安心でいきいきと暮らせるまちづくり（健康・福祉）

すべての市民が、生涯にわたって健やかで、心豊かに生活することができるように、保健サービスを充実します。また、増大し多様化する福祉ニーズにこたえるため、市民や福祉関係団体と連携して、それぞれの分野における福祉サービスをより一層充実し、だれもが安心して生活できるよう努めます。

##### ◆ 安全で快適に住めるまちづくり（生活・環境）

環境問題に対する関心が高まる中で、緑などの自然環境の保全とわたしたちの身のまわりの公害などから、生活環境を保全するための取組を進めます。また、限られた資源やエネルギーを有効活用し、人と自然とが共生できる循環型社会の形成を目指します。地震、火災、交通事故などの危険から、市民の生命や財産を守るよう、安全な生活環境の確保に努めます。

##### ◆ 人と文化をはぐくむまちづくり（文化・学習）

市民がお互いに人権を尊重しあい、平和を願い、男女共同参画社会が実現できるよう、意識啓発に努めます。市民の生涯にわたって学び続けようとする強い学習意欲に対応するため、学習の機会と場を計画的に整備し、学習活動を支援します。市民の文化やスポーツについては、日常生活の中で活動ができるよう、その環境を整備しながら活動を助長します。小・中学校では、児童・生徒が社会の一員としての自覚を持ち、心身ともに健康で情操豊かに成長できるよう指導します。また、市民の自主的、主体的な活動を通じて、コミュニティ形成ができるよう支援します。

##### ◆ にぎわいと魅力のあるまちづくり（都市基盤・産業）

計画的で秩序ある土地利用を基本として、都市景観に配慮しながら、地域の特性を生かしたまちの整備を進めます。市民生活の利便性を高めるため、交通体系の見直しを行い、情報サービスを充実するとともに、バリアフリー化を推進しながら、魅力あるまちづくりを行います。また、地域経済の発展を支える、商工業や農業など地域産業の振興を支援します。

#### ◎ 8つの重点プロジェクト

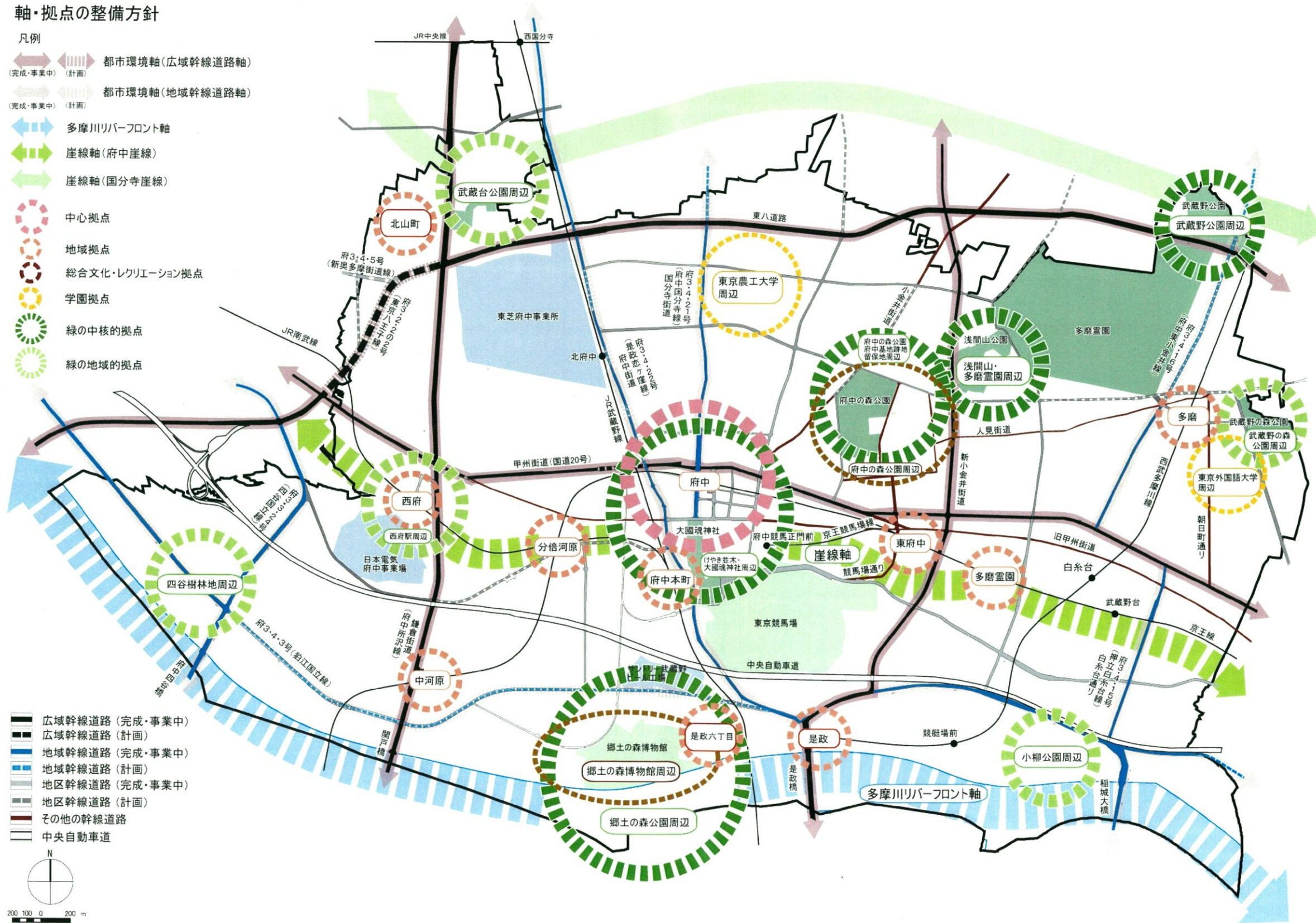
- ・ 子育て支援策を充実します。
- ・ 高齢者の生きがいづくりを支援します。
- ・ 水と緑のネットワーク化を推進します。
- ・ 府中基地跡地留保地内に公園を整備します。
- ・ 資源循環を推進します。
- ・ 地域での防犯・防災対策を強化します。
- ・ 地域力を生かした教育活動を推進します。
- ・ けやき並木と調和した魅力あるまちづくりを推進します。

## (2) 府中市都市計画に関する基本的な方針の改定

平成 14 年度に策定した「府中市都市計画に関する基本的な方針」(府中市都市計画マスタープラン)に、地域別まちづくり方針を追加するとともに全体を見直し、新たに計画期間を平成 21 年度から平成 40 年度までの 20 年間として、本方針を改定したものであります。

### 軸・拠点の整備方針

- 凡例
- 都市環境軸(広域幹線道路軸)  
 (完成・事業中) (計画)
  - 都市環境軸(地域幹線道路軸)  
 (完成・事業中) (計画)
  - 多摩川リバーフロント軸
  - 崖線軸(府中崖線)
  - 崖線軸(国分寺崖線)
  - 中心拠点
  - 地域拠点
  - 総合文化・レクリエーション拠点
  - 学園拠点
  - 緑の中核的拠点
  - 緑の地域的拠点



- 広域幹線道路(完成・事業中)
- 広域幹線道路(計画)
- 地域幹線道路(完成・事業中)
- 地域幹線道路(計画)
- 地区幹線道路(完成・事業中)
- 地区幹線道路(計画)
- その他の幹線道路
- 中央自動車道

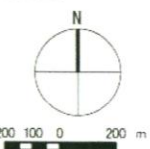
(出典：府中市都市計画に関する基本的な方針)

# 土地利用方針

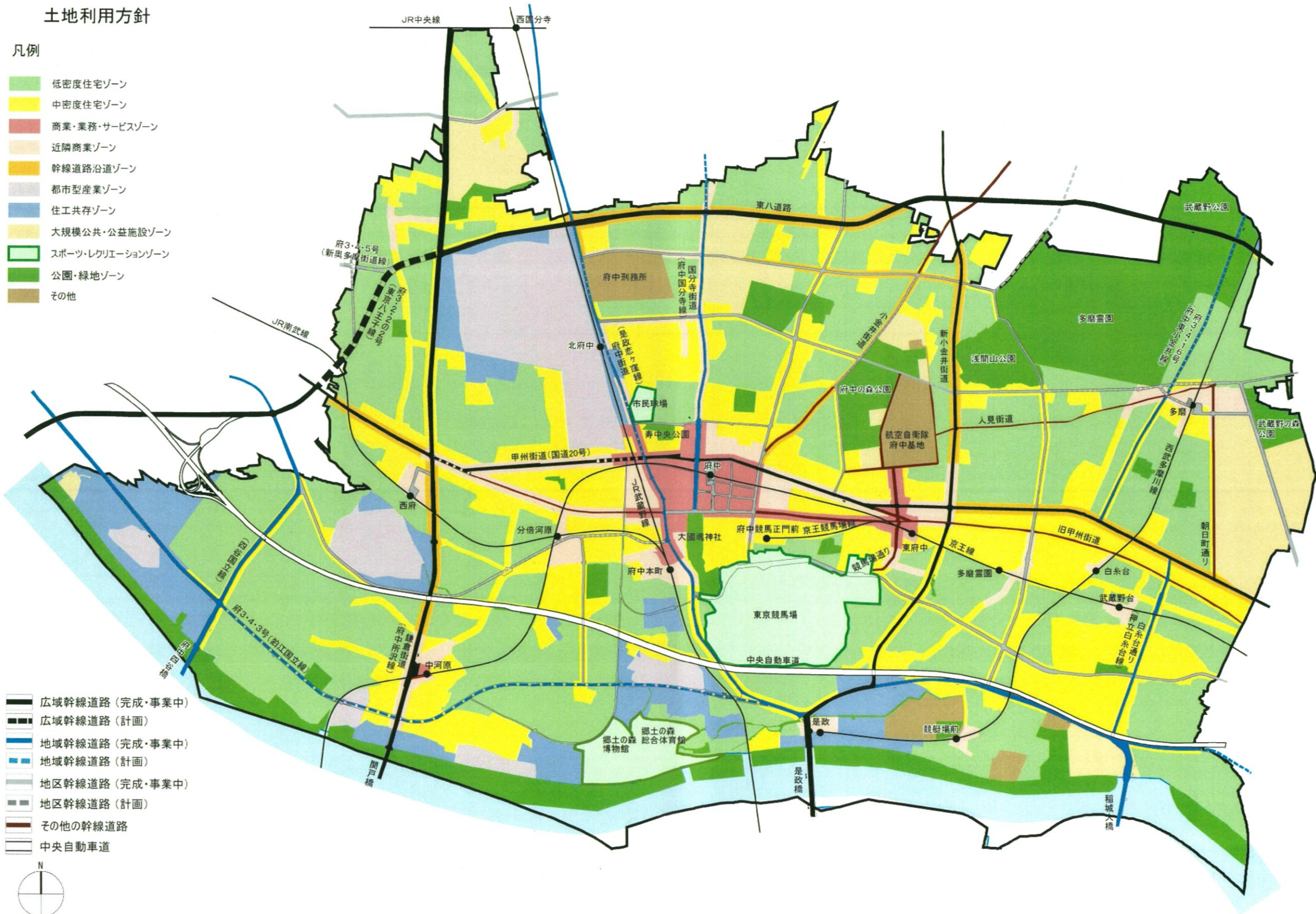
## 凡例

- 低密度住宅ゾーン
- 中密度住宅ゾーン
- 商業・業務・サービスゾーン
- 近隣商業ゾーン
- 幹線道路沿道ゾーン
- 都市型産業ゾーン
- 住工共存ゾーン
- 大規模公共・公益施設ゾーン
- スポーツ・レクリエーションゾーン
- 公園・緑地ゾーン
- その他

- 広域幹線道路 (完成・事業中)
- 広域幹線道路 (計画)
- 地域幹線道路 (完成・事業中)
- 地域幹線道路 (計画)
- 地区幹線道路 (完成・事業中)
- 地区幹線道路 (計画)
- その他の幹線道路
- 中央自動車道



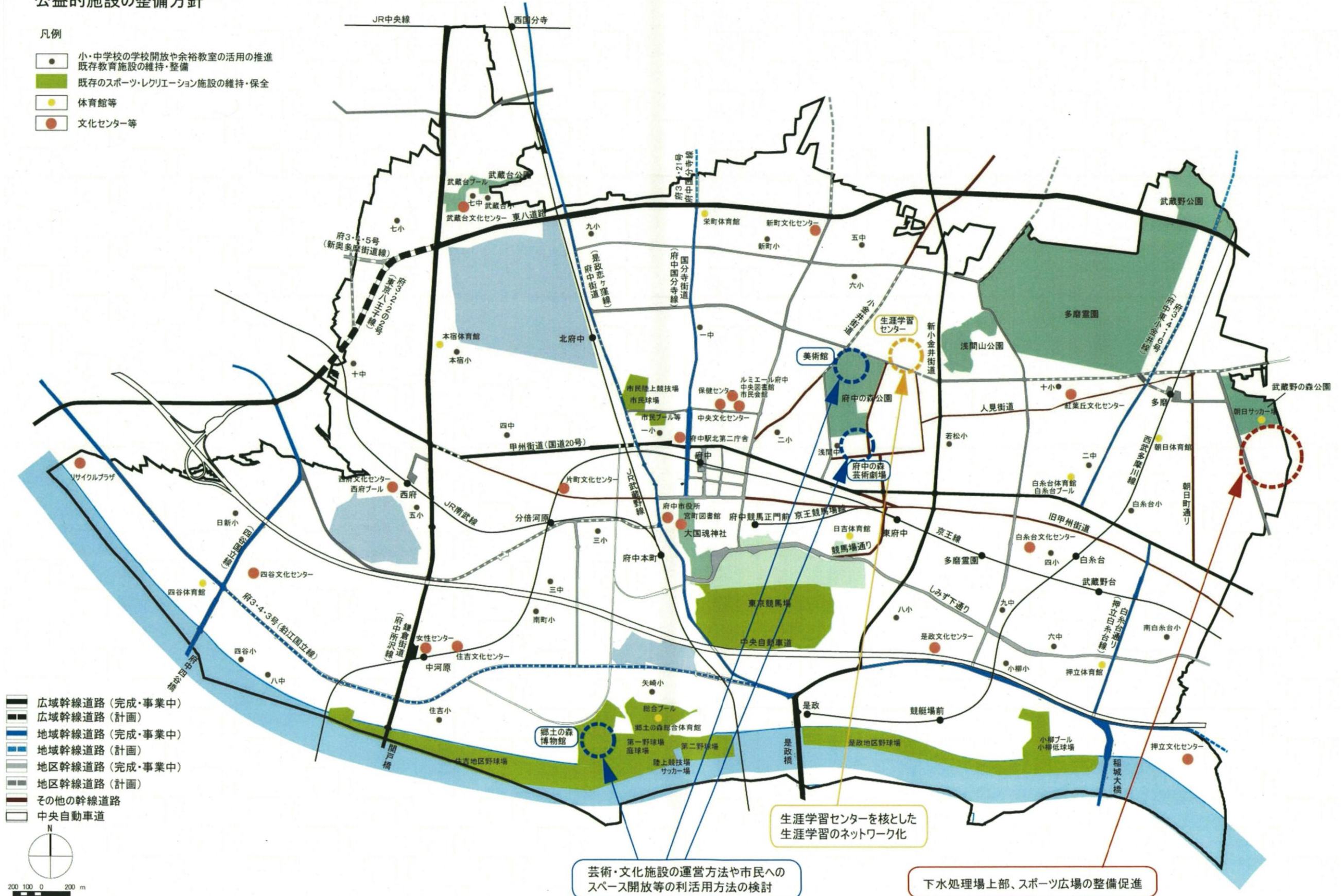
(出典：府中市都市計画に関する基本的な方針)



# 公益的施設の整備方針

## 凡例

- 小・中学校の学校開放や余裕教室の活用  
の推進  
既存教育施設の維持・整備
- 既存のスポーツ・レクリエーション施設の維持・保全
- 体育館等
- 文化センター等



- 広域幹線道路 (完成・事業中)
- 広域幹線道路 (計画)
- 地域幹線道路 (完成・事業中)
- 地域幹線道路 (計画)
- 地区幹線道路 (完成・事業中)
- 地区幹線道路 (計画)
- その他の幹線道路
- 中央自動車道

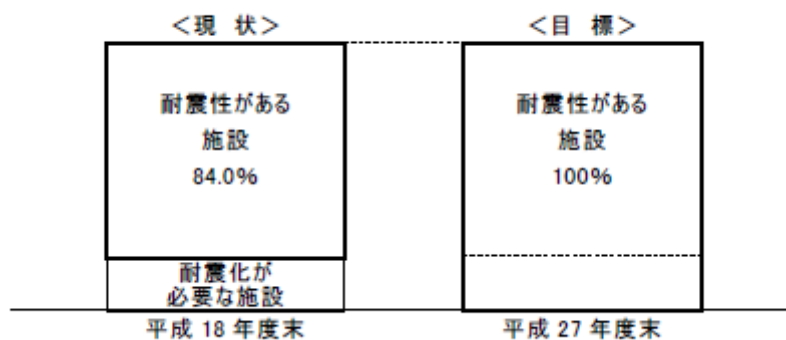


(出典：府中市都市計画に関する基本的な方針)

### (3) 府中市耐震改修促進計画

市内の建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進し市街地の防災性を高め、震災から市民の生命や住宅を守り、安全で快適に住めるまちづくりを進めるために、府中市耐震改修促進計画を策定した。本計画は、耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき策定された。本計画は、都計画や府中市地域防災計画等との整合を図り、本計画の具体的な施策化に当たっては、第5次府中市総合計画（後期基本計画）に基づき推進していくものとしている。

防災上重要な市公共建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になることから、積極的に耐震化を促進することが重要である。そのため、防災上重要な市公共建築物は、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標としている。



図：防災上重要な市公共建築物の耐震化の目標設定における概念図  
(府中市耐震改修促進計画)

#### (4) 府中市地域防災計画

この計画は、都防災会議が平成 18 年 5 月に公表した首都直下地震による東京の被害想定を前提とし、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など最近の地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、震災に対処するための各種対策を確立することを目標としている。

##### ◎庁舎建設の位置付け

###### ・ 備蓄場所の整備

市庁舎内、防災センター内や防災公園等、災害時の活動拠点となる施設への備蓄を進めるとされている。

###### ・ 食料の供給

市役所の北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーション（平成 21 年度完成）を食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定することとしている。生活必需品等の供給についても同様とする。

###### ・ 建築物の耐震診断等

市の公共施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設であり、必要に応じて施設の耐震調査等を実施し、計画的な補強改修に努めるとされている。なお、公共施設の新設に当たっては、その施設の機能を考慮した耐震性の高い施設づくりを推進している。

## (5) 府中市緑の基本計画

この計画は、公園・緑道などの公共施設から住宅地・商店街・工場などの民間施設の緑も含めた地域全体の「緑の将来像」を描き、この実現のために、多くの取組を体系的に位置づけた緑の総合的な計画です。

### ◎将来都市像

本計画が目指す将来都市像は、「第5次府中市総合計画」で将来都市像として掲げている「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」を共有することとしています。

### ◎計画テーマ

将来都市像の実現には、府中の自然・歴史・文化を支えてきた、浅間山や崖線などのまとまった樹木や、馬場大門のケヤキ並木、多摩川など、本市を特徴づける美しくて風格ある緑を守り、生かしていくことが必要です。さらに、身近な緑を増やし、水と緑が輝き、潤いを感じ、市内を回遊できる魅力的な回り舞台を創っていくことが必要です。

そのため、計画テーマを「水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中」とし、様々な取組により、「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」を実現します。

### ◎緑の確保目標

輝きや潤いのある水と緑に覆われた都市の姿を表す指標として、緑の確保目標を設定します。緑被率を、平成20年の29.68%から、平成30年までに30%とすることを目標とします。

## (6) 地方公共団体の事務所の設定

地方自治法では、市役所の位置を、交通事情や他の官公署との関係など、住民の利便性の観点に考慮して定めるよう義務付けています。

地方自治法第4条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。